

# 令和3年分の確定申告から適用される主な改正事項等

## 申告義務のある者の還付申告書の見直しについて①

あらし4(5)  
【所法120、122～127等】  
適用：令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税

新型コロナウイルスへの対応として確定申告会場への来場者を分散させる等の観点から、所得税の還付を受ける者の申告義務をなくす<sup>(注)</sup>こととし、その申告書の提出期間について、改正前の所得税の申告義務のない者の還付申告書の提出期間と同様とする。

(注1) 所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合には、原則として、還付申告であっても、その年の翌年1月1日から3月15日までの間に確定申告書を提出しなければならぬこととされていた【旧所法120①⑧】。

(注2) 総収入金額報告書及び財産債務調書の提出義務者の範囲については、改正前と変更なし（総収入金額報告書は事業所得等に係る収入が3,000万円超の者、財産債務調書は所得金額2,000万円超かつ所有財産3億円以上（国外転出特例対象財産の場合は1億円以上）の者が対象）【所法233、国外送金等調書法6の2①②】

### ○ 所得税の申告義務の整理

申告義務	改正前 申告類型	改正後 申告類型
有 (所法120)	納付	納付
	ゼロ	ゼロ
	還付	還付
無 (所法122)	還付	還付
	ゼロ	ゼロ

医療費控除の申告手続の簡素化②

《医療費通知の取扱い(下線部が今回の改正部分)》

【改正前】

発行者	交付方法	書面申告	電子申告
審査支払機関	書面	—	—
	電子	—	—
保険者	書面	書面提出	書面提出
	電子	—	データ送信



【改正後】

発行者	交付方法	書面申告	電子申告
審査支払機関	書面	書面提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面提出(別送)</li> <li>必要事項を入力し、添付省略(5年間保存)</li> </ul>
	電子	QRコード付証明書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ送信</li> <li>QRコード付証明書の提出(別送)</li> <li>必要事項を入力し、添付省略(5年間保存)</li> </ul>
保険者	書面	書面提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面提出(別送)</li> <li>必要事項を入力し、添付省略(5年間保存)</li> </ul>
	電子	QRコード付証明書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ送信</li> <li>QRコード付証明書の提出(別送)</li> <li>必要事項を入力し、添付省略(5年間保存)</li> </ul>

## セルフメディケーション税制の見直しについて②

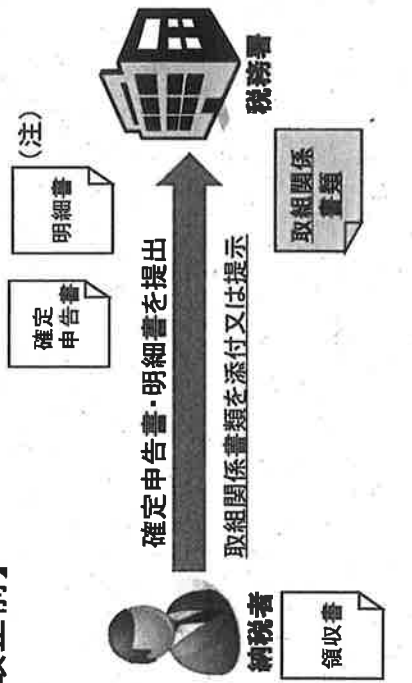
### 【改正前】

- セルフメディケーション税制の適用を受ける者は、医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出に添付しなければならないこととされている。この場合において、法定申告期限等から5年間、税務署長が医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めたときは、当該領収書の提示又は提出をしなければならない。
- セルフメディケーション税制の適用を受ける者は、医薬品購入費の明細書及び健康の維持増進等の取組を行ったことを明らかにする書類（以下「取組関係書類」という。）を確定申告書の提出に添付又は提示をしなければならないこととされている。

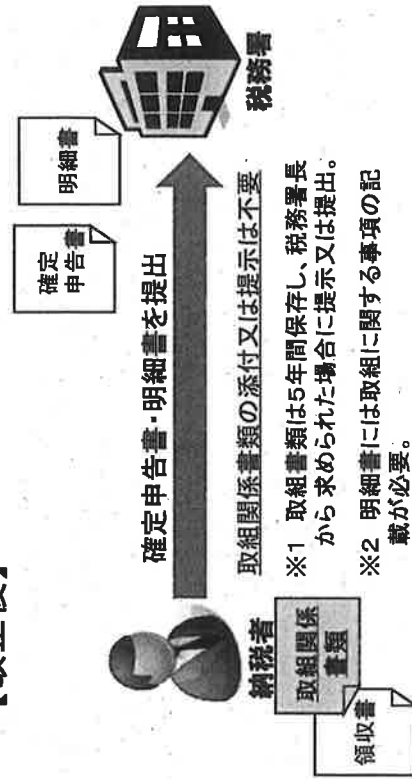
### 【改正後】

- 1 取組関係書類の確定申告書の提出の際の添付又は提示を不要とする（医薬品購入費の明細書に、その取組に関する事項の記載が必要。）〔新税法41の17④により読み替えて適用する所法120④〕。
- 2 この場合において、法定申告期限等から5年間、税務署長が取組関係書類の提示又は提出を求めたときは、当該書類の提示又は提出をしなければならないこととする。〔新税法41の17④により読み替えて適用する所法120⑤〕。

### 【改正前】



### 【改正後】



(注) 医薬品購入費の領収書については、その添付等に代えて医薬品購入費の明細書を提出しなければならないこととされており、現行制度上、既に手元保管（確定申告書への添付等が不要）とされている。

## 【所規47の2③一イ(2)】 (適用：令和4年1月1日以後に提出する令和3年分以後の所得税の申告書)

### 【改正の概要】

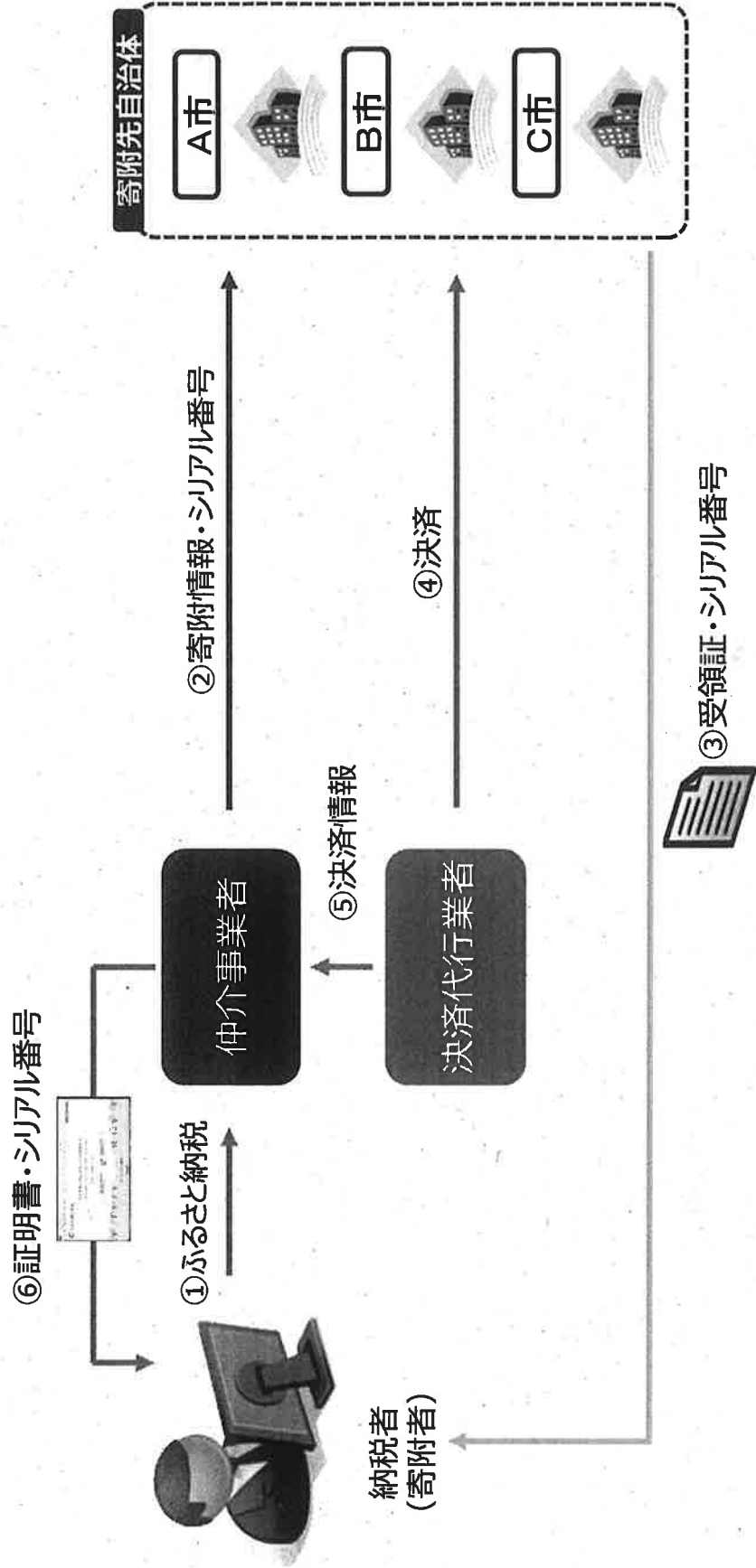
#### ① 簡素化 ② 納税額等証明書の発行 ③ 納税額等証明書の発行 ④ 納税額等証明書の発行 ⑤ 納税額等証明書の発行 ⑥ 納税額等証明書の発行

#### ① 簡素化 ② 納税額等証明書の発行 ③ 納税額等証明書の発行 ④ 納税額等証明書の発行 ⑤ 納税額等証明書の発行 ⑥ 納税額等証明書の発行

### 【改正の概要】

- 納税者の確定申告手続の利便性向上の観点から、ふるさと納税に係る寄附金控除の添付書類に、「特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類」の添付に代え、「一定のふるさと納税仲介事業者の特定寄附金の額等を証する書類」の添付を可能とする。

《一定のふるさと納税仲介事業者を活用した寄附金控除の申告手続の簡素化イメージ》



# 住宅ローン控除の見直しについて①

あらし1(1)①②  
 【新型コロナ特法6の2】  
 適用：令和4年1月1日以後に  
 提出する確定申告書

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
<p><b>【改正後】</b>                      経済対策として                      控除期間13年間の                      措置を延長                      【新型コロナ法6の2①②】</p>	<p>(10月1日)                      税率引上げ                      (10%)</p>	<p>注文住宅は                      R2年9月末までに契約                      分譲住宅などは                      R2年11月末までに契約</p> <p>注文住宅はR2年10月から                      R3年9月末までに契約                      分譲住宅などはR2年12月から                      R3年11月末までに契約</p> <p>面積要件 ⇒ 40㎡以上                      ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下</p>	<p>R3年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p>	<p>R4年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p> <p>面積要件                      ⇒ 50㎡以上</p>
<p><b>コロナ特例</b>                      ※コロナを踏まえた                      上乘せ措置の弾力化                      【コロナ法6④】</p>	<p>注文住宅は                      R2年9月末までに契約                      分譲住宅などは                      R2年11月末までに契約</p>	<p>R2年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p>	<p>R3年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p>	
<p>消費税率10%引上げ                      に伴う反動減対策の                      上乘せ措置                      ※控除期間13年間                      【措法41③④、震災13の2③】</p>	<p>R2年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p>			
<p><b>住宅ローン控除</b>                      ※消費税率8%への引                      上げ時に反動減対策と                      して拡充した措置                      【措法41④⑤、震災13の2④】</p>	<p>平成26年4月入居～</p> <p>控除期間 10年</p>			

## 国外中古建物の不動産所得に係る課税の適正化

【措法41の4の3①～③】  
(適用：令和3年1月1日施行)

### 【制度の概要】

- 令和3年分以後の各年において、不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合、そのうち、耐用年数を簡便法（注）により計算した国外にある中古の建物の減価償却費に相当する部分の損失については、生じなかったものとみなし、損益通算等をできないこととする。

（注）見積法であってもその見積年数が適切であることを証する一定の書類の添付がない場合は、本制度の適用対象とする。

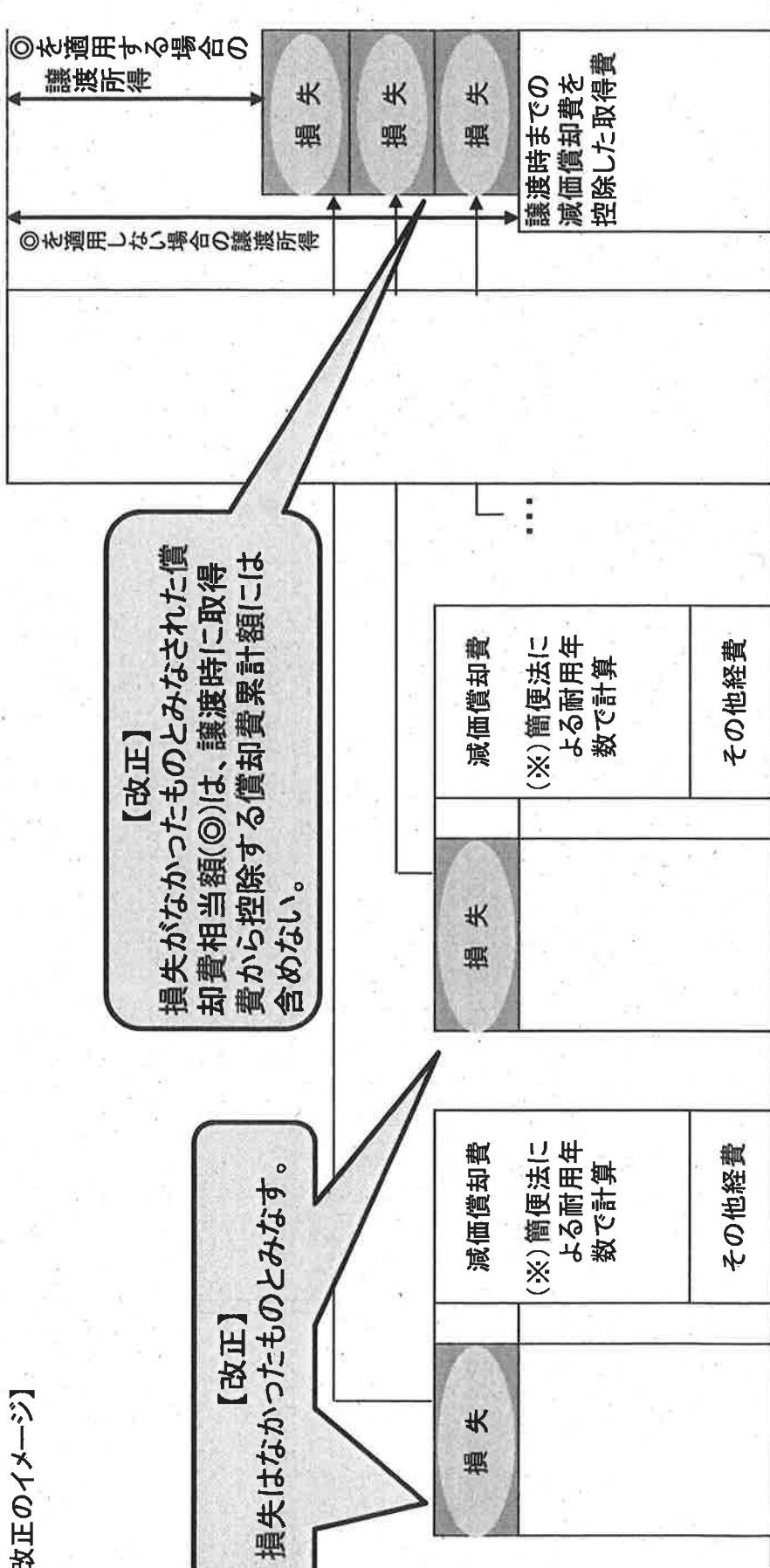
### 【改正のイメージ】

#### 【改正】

損失がなかったものとみなされた償却費相当額(◎)は、譲渡時に取得費から控除する償却費累計額には含まれない。

#### 【改正】

損失はなかったものとみなす。



令和3年

令和4年

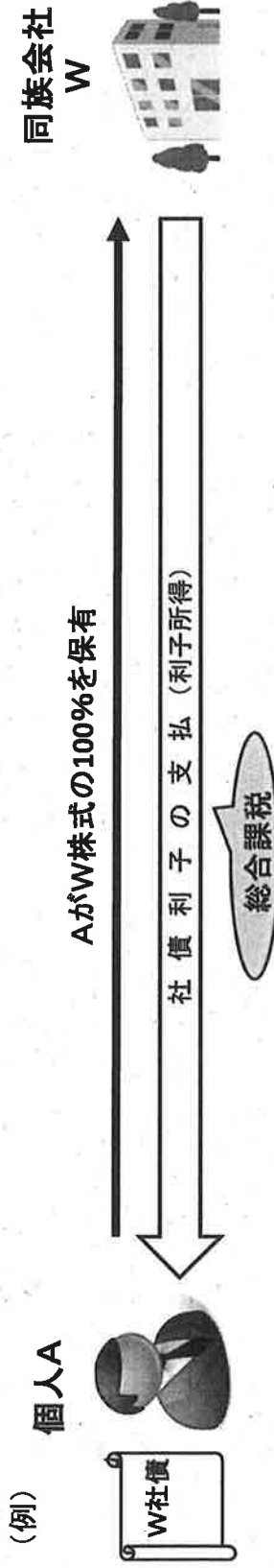
譲渡時

# 総合課税の対象となる社債利子等の範囲の整備について

あらし3(2)  
【措法3①四、37の10③八】  
適用：令和3年4月1日以後に支払を受けるべき利子等

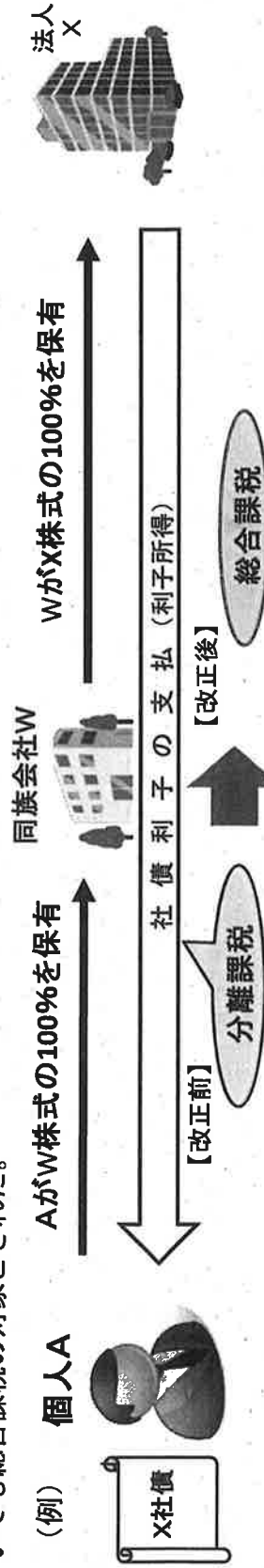
## 改正前

- 社債の利子は原則、利子所得として分離課税（20%）とされているが、同族会社の株主は、役員報酬等の支払を社債の利子とすることにより、総合課税（最高55%）の対象となる所得から分離課税の対象となる所得に容易に転換することが可能であることを踏まえ、同族会社の株主が支払を受ける社債の利子については、総合課税の対象とされている（平成25年度税制改正）。



## 改正後

- 同族会社に支配法人がある場合において、改正前と同様に総合課税の対象となる所得から分離課税の対象となる所得への転換が容易であることを踏まえ、同族会社の支配法人から同族会社の役員に支払われる同族会社役員等に支払われる社債の利子についても総合課税の対象とされた。



(注1) 同族会社の判定対象となる株主が法人である場合において、その法人の株主でその法人を支配（50%超の株式保有等）する関係にある個人は、分離課税への転換が容易であることから、総合課税の対象とするもの。

(注2) 当該個人が同族会社から支払を受ける社債の償還差益についても、上記と同様に総合課税の対象とされた。



# 所得税・消費税に関する誤りやすい主な事例

～ 申告（所得）内容等に誤りはありませんか？ ～

## 所得税

### 1 所得金額に関する項目

事業所得や不動産所得などの所得金額の計算上、次のような誤り事例が見受けられます。

- 持続化給付金や小規模事業者持続化補助金などの事業に関連して支給された助成金を、一時所得の収入金額として計上している。
- 売上先が営業不振に陥り、本年度末に解散する予定であるとの情報があったため、期末売掛金を本年中の貸倒損失として計上している。
- 平成10年4月以降に取得した建物又は平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物であるにもかかわらず、定率法を適用して減価償却費を計算している。
- 明らかに資本的支出とされるにもかかわらず、修繕費として一括計上している。
- 青色事業専従者に掛けた定期保険の保険料を、他に従業員がいないにもかかわらず、福利厚生費として計上している。
- 青色事業専従者が他に職業を有しており、専従できない状況にあるにもかかわらず、専従者給与を定額で計上している。  
また、専従者給与の変更の届け出をすることなく、届出額を超える専従者給与を計上している。

### 2 損益通算に関する項目

損益通算に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

- 事業所得の計算上生じた損失の金額を、一時所得又は総合長期譲渡所得の金額の2分の1後の金額と損益通算している。
- 主として保養の目的で所有する別荘の貸付けによる不動産所得の計算上生じた損失の金額を他の所得と損益通算している。

### 3 所得控除に関する項目

所得控除に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

#### (雑損控除)

- 被害を受けた資産に支出した金額について、原状回復のための支出と資本的支出との区別が困難な場合において、その区別をせず、全額を災害関連支出としている。
- 貴金属等の損失を雑損控除の対象としている。

#### (医療費控除)

- 歯の治療などで未払いの治療代を治療が終わった年の医療費控除の対象としている。
- 生計を一にしていない親族の入院費を支払い、その入院費を医療費控除の対象としている。

#### (寄附金控除)

- 確定申告をする場合に、ワンストップ特例の適用を申請したふりさと納税に係る寄附金を申告していない。

#### (扶養控除)

- 老人ホームに入居している両親を、同居老親等として控除している。

#### (基礎控除)

- 令和2年分の確定申告書において、合計所得金額が2,400万円を上回るにもかかわらず、基礎控除額を48万円としている。

(裏面へ続く)

R3.7

#### 4 税額控除に関する項目

税額控除に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

##### (配当控除)

- 配当控除の計算をする際の課税総所得金額等が1,000万円を超えているかどうかの判断において、分離課税の所得金額を含めずに計算している。
- 外国法人から受ける配当を配当控除の対象として計算している。

##### (住宅借入金等特別控除)

- 住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅であるかどうかを判定する場合に、軽量鉄骨造の建物を耐火建築物としている。
- 家屋の所有者でない者が行った増改築について、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
- 住宅の取得に関して、補助金等の交付を受けた場合において、その補助金等の額を住宅の取得等に係る対価の額から控除していない。
- 居住年の前年若しくは前々年に、居住用財産の三千万円の特別控除（措法35）の適用を受けているにもかかわらず、居住年に住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

##### (特別控除)

- 租税特別措置法10条の3「中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却等」において、医療用器具を対象として特別償却等を適用している。

## 消費 税

#### 1 共通的な項目

消費税の申告に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

- 接待交際費のうち、贈答用に購入した商品券及びビール券の代金を課税仕入れに計上している。
- 直前の課税期間まで免税事業者であった場合において、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
- 課税事業者が翌課税期間は免税事業者となる場合において、期末棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
- 事業用資産（課税資産に限る。）の譲渡に係る対価を課税売上げに含めていない。
- 個人事業者が事業を廃止したことに伴い事業用資産に該当しなくなった資産の時価を、課税売上げに含めていない（みなし譲渡）。

#### 2 軽減税率制度に関する項目

消費税の軽減税率制度に関しては、次のような誤り事例が見受けられます。

- 清涼飲料の自動販売機を設置しており、販売数量に応じて受け取った販売手数料を、軽減税率の対象としている。
- 取引先であるレストラン（いわゆる「外食」）に販売した食材を、軽減税率の対象としていない。
- コンビニエンスストアで購入した新聞を、軽減税率の対象としている。
- 従業員の出張の際に、旅費（実費）とは別に、食事代として支給した日当を、軽減税率の対象としている。